水道料金改定に関するQ&A

(1) 料金改定の必要性について	
Q1 なぜ料金改定の検討を行うこととなったのですか? Q2 施設規模を縮小すれば、支出が減るのではないでしょうか? Q3 水道管や施設の更新をやめて、料金水準を保てばよいと思いますが? Q4 市民に値上げをお願いする前に、自助努力が必要ではないでしょうか? Q5 能登半島地震からの復旧・復興に悪影響を与えませんか?	· · · 1 · · · 1 · · · 2 · · · 2
(2) 料金改定の検討手法、検討内容について	-
Q1 料金改定率を教えてください。 Q2 改定時期を遅らせた理由を教えてください。 Q3 現在の料金体系から大きな変更はありますか? Q4 今回料金改定をすると、当分改定は不要となるのでしょうか。 Q5 審議会の答申内容を教えてほしい。 Q6 審議会の審議経過を教えてほしい。	· · · 3 · · · 3 · · · 3 · · · 4 · · · 4
(3) 本市の水道料金について	
Q1 他都市と比較して、新潟市の料金水準はどの程度でしょうか?	••• 5
(4) その他	
○1 下水道使田料も一緒に改定するのでしょうか?	•••

(1) 料金改定の必要性について

Q1 なぜ料金改定の検討を行うこととなったのですか?

Α1

平成13年に料金値上げを行って以降、現行の水道料金を維持してきましたが、水道事業の主要な収入源である水道料金収入が年々減少する一方で、水道水をつくり、お客さまにお届けするための費用は、電力料などの影響により増加傾向にあります。

これにより、令和5年度以降は支出が収入を上回る赤字の状態が続き、令和7年度末には、必要な資金残高が確保できなくなる見込みです。

お客さまに安全で安心な水道水を安定供給するためには、安定した事業収益が必要となります。何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

Q2 施設規模を縮小すれば、支出が減るのではないでしょうか?

A2

水道事業は、水道管や浄水場などの所有施設が多く、修繕費や電力量など 施設を維持するために必要となる固定的な費用が多くあります。

そのため、浄水場でつくる水道水の多い、少ないにかかわらず、費用があまり減少しないという特性があります。

施設を新しくするときには、人口減少の状況などを考慮し、施設を小さく するなど、無駄が生じないように計画します。

水道管や施設の更新をやめて、料金水準を保てばよいと思いますが?

Q3 A3

現行の料金水準を維持し、その収入の中で可能な施設更新に留めた場合、本来必要な更新が行えず、施設の老朽度が一層進み、結果として断水がたびたび生じる、あるいは、地震などの災害時に施設に重大な影響が生じるなど、お客さまに、安定して水道水を供給することが難しくなる可能性が高くなります。

水道は、市民生活や企業活動になくてはならないライフラインであり、安 定した水道水を供給していくためには、今後とも必要な水道管の入れ替えや、 古い施設の更新などを、続けていく必要があります。

Q4 市民に値上げをお願いする前に、自助努力が必要ではないでしょうか?

Α4

水道局の仕事の一部を民間に委託するなどにより、平成 18 年度から令和4年度までの間、率にして 24%、98 名の職員を削減し、人件費を減らしてきました。

また、清掃センターの余剰電力を使うなどにより、年間8千万円弱の電力料金を減らしたほか、水道局で使用する公用車を減らすなど、費用の削減にも取り組んできました。

今後についても、業務の見直しや民間の活用などにより、より一層効率的な業務執行を進めていきますので、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

A5

各種物価の上昇が、市民生活や企業活動に、大きな影響を与えていますが、 水道事業についても、電力料や浄水場薬品費などの値上げの影響を受けてお り、このままでは、赤字の状態が続き、安定した水道供給に支障が生じる可能 性があります。

非常に心苦しい思いではありますが、今回の料金改定は避けては通れず、 何卒ご理解をいただきたいと思います。

(2) 料金改定の検討手法、検討内容について

Q1 料金改定率を教えてください。

Α1

水道事業の運営に最低限必要な25億円の資金残高を確保することなどを考慮し、料金改定率は29%とさせていただきました。

Q2 改定時期を遅らせた理由を教えてください。

A2

審議会の答申を受け、10月1日からの料金改定を検討していましたが、「令和6年能登半島地震」による新潟市内での被害等を鑑み、被災者の皆さまの負担軽減をはじめ、風評被害により様々な分野に影響が及んでいることから、年内は水道料金の改定は行わないこととし、令和7年1月1日からの料金改定としたものです。

Q3 現在の料金体系から大きな変更はありますか?

А3

今回の料金改定では、料金体系の変更は行わずに、基本料金、従量料金の額を変更しました。

なお、口径 20 ミリメートルの水道メーターについては、家庭用としての使用実績が増えていることを考慮し、使用水量 10 立方メートルまでの分の従量料金のみ、13 ミリメートル及び 16 ミリメートルと同額に変更することとしました。

Q4 今回料金改定をすると、当分改定は不要となるのでしょうか?

Α4

このたびの料金改定では、令和7年1月から3年3か月後の令和10年3月末までに執行が予定される工事費や修繕費などの各種経費を算定し、その期間は改定後の料金で賄うことができるものとして見込んでいます。

なお、3年3か月後に必ず次の改定が必要となるわけではなく、改めてその時点での財政状況を確認のうえ、料金改定が必要かどうかを判断します。

Q5 審議会の答申内容を教えてほしい。

A5

審議会からは、以下の7点の答申をいただきました。

- (1)料金値上げはやむを得ないこと。
- (2) 改定時期は、今年の10月とすること。
- (3) 今回の料金改定により、令和 10 年 3 月までの 3.5 年間の事業資金を確保すること。
- (4) 事業運営に支障が生じないように25億の資金を確保すること。
- (5) 収入に占める水道局の借入金の割合は現状をベースとすること。
- (6) 改定率は 29%を基本とすること。
- (7) 基本料金と従量料金からなる現在の料金体系を継続すること。ただし、 口径 20 ミリメートルのメーターについては、家庭用としての配慮を行 うこと。

加えて、経営審議会からの付帯意見として、お客さまがしっかり理解できるよう、わかりやすくきめ細かな説明を尽くすこと。更なる経費節減を図るなどして、可能な限り改定率の抑制に努めることなどの意見が付されました。

Q6 審議会の審議経過を教えてほしい。

A6

昨年10月以降、4回にわたり審議会のご審議をいただきました。

- ・ 第4回(令和5年10月13日 開催) 本市の財政状況や施設更新の状況などを踏まえた基本事項の検討
- 第5回(令和5年11月14日 開催)改定率について検討
- 第6回(令和5年12月8日 開催)料金表について検討
- ・ 第7回(令和6年1月12日 開催) 答申内容について検討
- (・ 事業管理者への答申(令和6年1月15日))

(3) 本市の水道料金について

Q1 他都市と比較して、新潟市の料金水準はどの程度でしょうか?

Α1

口径 13 ミリメートルのメーターで 1 ヵ月に 20 ㎡を使用(住宅用としての平均的な使用量)した場合 3,234 円で、全国平均(3,306 円: 出典:令和2年度水道統計/1,312 上水道事業の平均)と同程度となります。

令和5年4月時点の料金表を基に比較すると、政令指定都市+東京都の19都市では新潟市は高い方から4番目、県内20市では新潟市は高い方から9番目となります。

(4) その他

Q2

下水道使用料も一緒に改定するのでしょうか?

A2

今回の料金改定の検討は、あくまで水道料金に限ったものであり、下水道 使用料は変更ありません。